〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月31日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人社団　耕友会

①　□ 財団　　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　岐阜県本巣郡北方町柱本５９２－３

(3) 設立認可年月日　　平成１３年１０月１９日

(4) 設立登記年月日　　平成１３年１０月２６日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
		記載略

注）１．社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４７条第１項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４９条の４参照）

2　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	野口整形外科内科医院	2110701287	岐阜県本巣郡北方町柱本５９２－３	無床

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　７年　９月２５日　　令和６年度決算の決定

令和　８年　７月２７日　　令和８年度の事業計画及び収支予算の決定

様式２６－３

法人名　医療法人社団 耕友会
所在地　岐阜県本巣郡北方町柱本５９２番地の３

※医療法人整理番号	0	0	5	1	9

財　産　目　録

（令和8年7月31日現在）

１．資　産　額　409,827 千円
２．負　債　額　144,419 千円
３．純　資　産　額　265,408 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ 流動資産		192,458
Ｂ 固定資産		217,369
Ｃ 資産合計	（Ａ＋Ｂ）	409,827
Ｄ 負債合計		144,419
Ｅ 純資産	（Ｃ－Ｄ）	265,408

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式２６－１－４（旧法：診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人社団 耕友会
所在地 岐阜県本巣郡北方町柱本５９２番地の３

※医療法人整理番号	0	0	5	1	9

貸　借　対　照　表

（令和8年7月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	192,458	Ⅰ 流動負債	17,036
Ⅱ 固定資産	217,369	Ⅱ 固定負債	127,383
1 有形固定資産	147,652	負債合計	144,419
2 無形固定資産	2,664	純資産の部	
3 その他の資産	67,053	科目	金額
		Ⅰ 資本金	9,500
		Ⅱ 資本剰余金	0
		Ⅲ 利益剰余金	255,908
		Ⅳ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	265,408
資産合計	409,827	負債・純資産合計	409,827

様式２６－２－２（診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人社団 耕友会
所在地 岐阜県本巣郡北方町柱本５９２番地の３

※医療法人整理番号	0	0	5	1	9

損　益　計　算　書

（自　令和7年8月1日　　至　令和8年7月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
Ⅰ 事 業 損 益	
Ａ 本来業務事業損益	
１ 事 業 収 益	350,107
２ 事 業 費 用	319,172
本来業務事業利益	30,935
Ｂ 附帯業務事業損益	
１ 事 業 収 益	0
２ 事 業 費 用	0
附帯業務事業利益	0
事 業 利 益	30,935
Ⅱ 事業外収益	1,171
Ⅲ 事業外費用	1,303
経 常 利 益	30,803
Ⅳ 特 別 利 益	0
Ⅴ 特 別 損 失	211
税 引 前 当 期 純 利 益	30,592
法 人 税 等	113
当 期 純 利 益	30,479

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
　　２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式２６－５

監　事　監　査　報　告　書

医療法人社団 耕友会
理事長　橋本 孝治　　殿

私は、医療法人社団 耕友会の令和７会計年度（令和７年８月１日から令和８年７月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年９月 25 日
医療法人社団 耕友会
監事　赤堀 安宏